

令和7年5月23日

令和7年度
主要事務事業
(子ども・若者施策推進特別委員会)

令和7年度 主要事務事業(主要課題「子ども・若者・子育て施策の総合的な取組み」)

子ども・若者・子育て施策の総合的な取組み(子ども・若者部、世田谷保健所、児童相談所、保健福祉政策部)

令和7年3月に定めた「子ども・若者総合計画（第3期）」に掲げる7つの政策の柱に基づき、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで切れ目なく総合的な施策展開を図る。

一つ目の柱は、「子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します」とし、子ども・若者が、様々な人々や地域・社会に関わっている、と実感できるまちを実現する。

二つ目の柱は、「乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます」とし、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図る。

三つ目の柱は、「子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくりまします」とし、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現する。

四つ目の柱は、「若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくりまします」とし、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現する。

五つ目の柱は、「子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくりまします」とし、子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQ等の性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況等 生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態にあることを実現する。

六つ目の柱は、「人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます」とし、子どもとその保護者のウェルビーイングを実現し、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現する。

七つ目の柱は、「子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくりまします」とし、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

また、本計画に内包する「子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないために、子どもや保護者への支援の充実とあわせて、当事者の視点に立った情報提供の推進、アウトリーチやプッシュ型による支援体制や多機関が連携した支援体制の強化により支援につながる仕組みの強化を図る。

このほか、令和7年3月に定めた「社会的養育推進計画（中間見直し）」に掲げる基本的な考え方にに基づき、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障の理念」に基づき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図る。

1. 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

(1) 教育・保育施設の定員確保

保育の需要に対応した保育施設の定員を確保するための取組みを継続するとともに、人口の動向や入園申し込み状況等を踏まえて保育の需要量の再推計を行う。

(2) 区立保育園の再整備

平成30年度に定めた「区立保育園の今後のあり方」やこれを基に令和4年度に定めた「新たな再整備計画」に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的に進めていく。

(3) 保育の質の維持・向上

令和7年3月に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」をもとに、「子どもの権利」「子どもの意見を聴く」「当事者主体の支援」を念頭に置き、保育士・看護師・栄養士・事務職員がチーム一丸となり、気づきの感度をあげて更なる保育サポート訪問の充実を図るとともに、「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発に取り組む。また、地域の保育施設間のネットワークによる保育の質の向上に向けた取組みを支援する。

2. 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

(1) ユースカウンスル事業の実施

子ども・若者から提起した課題や区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行う事業を実施する。

(2) 子どもの権利委員会の運営

日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。

(3) 民設民営の放課後児童クラブの整備・充実

学童クラブの需要量見込みは、令和4年度に示した数値から大幅に上回る想定となったことから、令和6年11月に策定した新たな整備計画をもとに、整備を着実に進め、新BOPの規模の適正化を図る。

3. 若者が力を発揮できる環境づくり

(1) 青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置

青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐためのユースコーディネーターを配置し、若者支援の強化を図る。

(2) 青少年交流センターの拡充

若者の実態やニーズを踏まえ、各地域に青少年交流センターを整備する検討を進める。

(3) せたがや若者ファンディングの実施

若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、子ども・若者基金を活用した補助事業

を令和7年度より新たに実施する。

4. 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

(1) せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施

5か月から11か月の子どもを育てる家庭を対象に、見守り支援員が毎月家庭訪問を行い、子どもや保護者の様子を見守るとともに子育て支援に関する情報を提供するほか、訪問後に、育児支援品の購入に利用できるデジタルギフトを配付する。また、伴走支援を希望する家庭やフォローが必要と思われる家庭を、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携し、フォローを行うことで、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取組みを強化する。

(2) 産後ケア事業の拡充

令和6年度にとりまとめた「世田谷区産後ケア事業推進方針」に基づき、令和7年度～11年度にかけて、順次、医療機関への新規委託を進めていく。また、産後ケア事業の利用対象者が事業へ簡易にアクセスできる仕組みの構築を図るとともに内部業務の効率化を目的とした利用手続きのオンライン化に向けて、関係所管との調整を進める。

(3) 青少年交流センターの児童館機能付与

区立児童館の整備等計画に基づき、池之上青少年交流センターに児童館機能を付与し、子育て支援の実施や、子どもの見守りネットワークの推進と地域資源の開発、隣接児童館と連携した困難を抱える子どもへの対応の充実を図る。

5. 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

(1) 乳幼児短期緊急里親制度のモデル実施

一時保護が必要となった乳幼児を家庭と同様の環境で保護し、早期の家庭復帰や里親等委託を目指す事業を実施する。モデル事業を円滑に実施するために、児童相談所や里親支援センターと連携して緊急里親の新規開拓や受け入れ調整のほか、養育サポート等を行う「里親等委託推進専門員」を配置する。

(2) せたがや若者フェアスタート事業の拡充

児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者などを支援する「せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援）」について、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく、困難な状況にある若者の社会的自立に向け、対象を広げるとともに、新たに医療費支援を実施する。あわせて、児童養護施設退所者等相談支援事業（せたエール）において、伴走型の支援の充実を図る。

(3) 悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施

高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業をモデル実施（令和7～8年度予定）する。

6. 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

(1) 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み

新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。

(2) 教育委員会・児童相談所との連携

保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的に会議を開催し、意見交換を行う。各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。

7. 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

(1) 保育施設の保育士等への処遇改善、住宅確保支援策の継続

処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。また、保育事業者が雇用する保育士等への住宅確保支援策を実施し、事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。

(2) 児童館職員の人材育成

児童館職員のキャリアラダー（「福祉職のあり方人材育成ビジョン」に記載）について、国の居場所づくり指針や児童館ガイドラインの改正を踏まえ、児童館職員も交えて改正に向けた検討を進める。また、昨年度策定した「児童館職員行動規範」を周知・啓発するとともに、キャリアラダーに対応する職員の研修計画についても見直しを図る。

(3) 子ども・若者基金の活用

子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとする。子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図り、地域とともに支えあう活動の推進とネットワークづくりに取り組む。

○ 子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み				
頁	区分	事務事業名	予算額(千円)	担当所管課
7		1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	46,168,433	保育課、子ども・若者支援課、乳幼児教育・保育支援課、保育認定・調整課、児童課
17		2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援	1,743,064	児童課、子ども・若者支援課、保育課、児童相談支援課、健康推進課、健康づくり課
28		3 若者が力を発揮できる環境づくり	42,728	子ども・若者支援課、生活福祉課
30		4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	2,031,774	子ども家庭課、健康推進課、子ども家庭支援課、健康づくり課、保育課、児童相談支援課、児童課、障害保健福祉課、乳幼児教育・保育支援課、保育認定・調整課
37		5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	2,964,039	児童相談支援課、子ども家庭課、児童課、保育課、乳幼児教育・保育支援課、生活福祉課、教育指導課、教育相談課、子ども家庭支援課、子ども・若者支援課、保育認定・調整課、地域学校連携課、生涯学習課、住宅課、居住支援課、健康づくり課、健康推進課、生活支援課、工業・建築業・雇用促進課、学務課
48		6 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	115,158	児童課、児童相談支援課、子ども家庭課、子ども・若者支援課、生活福祉課、健康推進課、学校健康推進課、教育指導課、児童相談所、子ども家庭支援課
50		7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	31,618,363	児童課、子ども家庭課、乳幼児教育・保育支援課、保育課、子ども・若者支援課、保育認定・調整課、児童相談支援課、地域振興課、健康推進課

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 （保育課） （子ども・若者支援課） （乳幼児教育・保育支援課） （保育認定・調整課） （児童課）	（1）子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 （2）教育・保育の質を守り、高めるための支援	千円 46,168,433	（1）①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保 <u>・教育・保育施設の定員確保</u> 保育の需要に対応した保育施設の定員を確保するための取組みを継続するとともに、人口の動向や入園申し込み状況等を踏まえて保育の需要量の再推計を行う。 玉川地域 私立認可保育園2園整備 （令和8年4月開園予定） 令和7年4月の保育待機児童47人 <u>・私立幼稚園等の教育環境の充実</u> 教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対して補助し、運営支援を行う。 <u>・区立幼稚園集約化等計画に基づく取組みの推進</u> 「区立幼稚園集約化等計画」に基づき、区立幼稚園の段階的な集約化に向けて準備を進めるとともに、保護者等のニーズの多様化に対応するため、3年保育の導入、長期休業期間中の預かり保育の実施、預かり保育の時間延長、要配慮児・医療的ケア児の対応強化等、区立幼稚園等の機能充実に向けた調整や保護者等への説明を進める。 ア 区立桜丘幼稚園の区立松丘幼稚園への
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 次頁へ続く			一時移転に向けた調整を行う。 イ 区立中町幼稚園の区立三島幼稚園への一時移転に向けた調整を行う。 ウ 区立八幡山幼稚園及び区立給田幼稚園についての集約化等に向けた調整を行う。 エ 区立多聞幼稚園における3歳保育を開始するとともにカリキュラムを推進する。 オ 区立砧幼稚園の認定こども園化(砧小学校との複合施設化に伴う改築)に係る諸調整を行う。 ・定期利用保育の実施 入園が待機となった1～3歳児を対象に定期利用保育を実施する。 (令和7年4月現在、区立13園、私立21園) ・区立保育園の再整備 平成30年度に定めた「区立保育園の今後のあり方」やこれを基に令和4年度に定めた「新たな再整備計画」に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的に進めていく。区立保育園跡地については、保育

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 次頁へ続く			需要の状況等を見極めながら、子ども・子育て施策での活用を検討する。 【今後の主な再整備について】 ・区立松丘幼稚園跡地に西弦巻保育園・弦巻保育園を移転・統合し、障害児通所施設を複合化する（仮称）弦巻統合保育園等の基本設計及び実施設計の策定 ・南大蔵保育園を改築し、大蔵保育園・南大蔵保育園を統合する（仮称）南大蔵統合保育園の基本構想の策定 ・奥沢保育園を改築し、奥沢・南奥沢保育園を統合するための整備方針の策定 ・拠点園未整備地域である烏山地域の拠点園整備に向けた整備方針の検討 ・老朽化の進む桜保育園や上馬保育園等の再整備に向け、新たな区立保育園再整備計画の策定 ・<u>保育施設の経営支援【新規】</u> 私立保育園等で欠員（空き定員）による経営の影響が課題となっていることから、0 歳児の欠員に対する運営費補助を実施する。 【対象施設】 私立保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援			【補助単価】月額62,000円～92,000円 ※令和7年度当初予算概要 No. 3 （1）②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実 ・<u>保育施設等における一時預かりの拡充</u> 保育施設等での一時預かりを充実し、需要量見込みに対応した提供体制を確保する。 ・<u>多様な保育の実施</u> 子どもの育ちを支えるため、延長保育、休日保育、年末保育、病児・病後児保育等の多様な保育を実施する。 延長保育 区立保育園 45園 私立保育園 206園 認定こども園 5園 地域型保育事業 25園 休日保育 私立保育園 6園 年末保育 私立保育園 5園 病児・病後児保育 11施設 ・<u>私立幼稚園等における預かり保育の充実</u> 幼稚園等を希望し、保育の必要性がある家庭のニーズに対応できるよう、預かり保育の充実を図る。
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援			・こども誰でも通園制度の円滑な実施【拡充】 ア 保護者の就労要件を問わない定期的な預かりである「未就園児の定期的な預かり事業」を実施する。また、私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業の対象年齢を 0～2 歳児に拡大する。 （令和 7 年 4 月時点の実施園） 私立保育園：10 園 地域型保育事業：9 園 認証保育所：14 園 私立幼稚園：15 園 イ 国の「こども誰でも通園制度」が新たな給付制度として令和 8 年 4 月から義務化されることから、円滑に事業を開始できるよう、関係条例の制定、保護者の認定手続き、実施施設等の認可・確認、施設等への給付などの準備を進めるとともに、既存の「未就園児の定期的な預かり事業」との整理・統合を行う。 ※令和 7 年度当初予算概要 No. 3 （1）③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援 ・区立保育園での在宅子育て支援の充実
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援			地域の子育て支援の拠点として、子育て相談・子育て支援事業に取り組む。 ・<u>区立保育園のセーフティネットの強化</u> 災害等により他の保育施設で保育が困難になった場合や不測の事態の際に、区立保育園による支援対策が維持できるよう災害対策等セーフティネットの強化に取り組む。 子育てに困難を抱える家庭への支援のため緊急保育を実施する。 ・<u>風水害時における保育所等の対応</u> 風水害時における臨時休園等の対応方針に基づき、応急保育や代替保育を行う。 ・<u>区立保育園での業務改善の推進</u> 保育園業務支援システムにかかる運用の効率化を図るとともに、保育園の各種業務の改善に向けた検討を進める。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和7年3月）項目5－1 （2）①教育・保育の質を守る取組みの推進 ・<u>「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づく取組み</u> 令和7年3月に改訂した「世田谷区保育の
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 次頁へ続く			質ガイドライン」を通じて、区がめざす子どもの権利を中心とした保育について、子どもに関わる全ての人の共通理解を図り、保育の質の向上に取り組む。 ・保育サポート訪問の強化 「世田谷区保育の質ガイドライン」をもとに、「子どもの権利」「子どもの意見を聴く」「当事者主体の支援」を念頭に置き、保育士・看護師・栄養士・事務職員がチーム一丸となり、気づきの感度をあげて更なる保育サポート訪問の充実を図る。 ・指導検査の強化 令和 5 年度の認可外保育施設重大事故を踏まえ、認可保育施設・認可外保育施設を問わず、年度に 1 回以上の指導検査（立入調査）を実施する。また、以下の点を重点的に確認した上で、各施設に対する助言・指導等により、保育の質の向上を図る。 ア 預かり始め等事故の発生リスクが高い年度当初に、0 歳児を受託している認可外保育施設での確認 イ 午睡時間帯の保育環境や保育内容等の点検

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 次頁へ続く			・<u>地域の保育施設間のネットワークの強化</u> 地域の保育関係者のネットワークへの支援を行うとともに、未参加の保育施設の参加の働きかけを行う。また、地域を超えた様々な交流を通じて、互いに支えあえる関係の構築に努める。 ・<u>「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化</u> 「世田谷区教育・保育実践コンパス」を踏まえた各種事業の展開及び各園での実践を促進する。また、「コンパスガイド」や「センターリーフレット」により、乳幼児期の教育・保育で大切にしたいことや乳幼児教育支援センターの役割等について保護者等との共有化を図る。 ・<u>虐待（不適切な保育）への迅速な対応</u> 虐待（不適切な保育）の情報が寄せられた場合は、子どもの安全を第一に、迅速に事実確認を行い、保育士・看護師・栄養士・事務職員によるチームで支援や対策に取り組む。 ・<u>第三者評価の受審の推進</u> 保育の質を適切に評価し、その向上に繋げ

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援			るために、認可保育園、認証保育所等に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推進する。 区立保育園15園（令和7年度予定） 認証保育所14園（令和7年度予定） 認可外保育施設 1 施設（令和7年度予定） ※私立保育園や認定こども園については、受審実績に応じて受審費用を補助している。 （2）②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実 ・<u>地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上</u> 地域資源と協力した取組みを推進し、地域に開かれた園運営による質の向上を図る。 （令和7年度見込み） 区立保育園 45園 私立保育園 124園 ・<u>乳幼児教育支援センターにおける各事業の実施</u> 子どもたちが多彩な経験を通じて、非認知能力を培っていけるよう、環境づくりに取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）施策1－3
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援			（2）③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化 ・<u>乳幼児期の教育・保育と学校教育の円滑な接続に向けた取組み</u> 幼児期に遊びを通じて育まれた資質・能力を小学校の学習に円滑に接続していくため、学び舎の活動などを通じた架け橋期の取組みが充実するようサポートする。 ・<u>専門人材派遣事業による取組み</u> 実践充実コーディネーターや乳幼児教育アドバイザー等の専門人材を派遣し、教育・保育の質の向上を目指す。

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援 （児童課） （子ども・若者支援課） （保育課） （児童相談支援課） （健康推進課） （健康づくり課）	（1）子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 （2）子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取り組みの推進 （3）子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 （4）子どもの権利の拠点の充実 （5）子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 （6）子ども期からのこころとからだの健康づくり	千円 1,743,064	（1）①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実 <u>・児童館での日常的な意見表明と参加・参画の取り組みの充実</u> 全児童館において、子ども会議や意見箱等の日常的に実施されている意見表明及びフィードバックの取り組みを充実させる。 <u>・子ども・青少年会議の実施</u> 子どもの身近な場に意見を表明できる機会を創出するため、青少年交流センターで子ども・青少年会議を実施する。 <u>・せたがや子ども Fun! Fan! ファンディング事業の実施</u> 子どもたちが、地域の中で「したい、やってみたい」企画を提案し、公開審査会における審査を経て、実施団体を決定する。その団体における活動費用を世田谷区子ども・若者基金から補助し、子どもたちの活動を支援する。 ※令和 7 年度当初予算概要 No. 5 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月） 施策 1－1 （1）②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子ども意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			・ユースカウンスル事業の実施【新規】 子ども・若者から提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行う事業を実施する。 ※令和7年度当初予算概要 No. 4 （2）①子どもの権利学習、意識醸成の推進 ・子どもの権利学習 子どもの権利擁護の理解促進を図るため、学校や児童館でそれぞれの年齢や成長発達に応じた権利学習を実施する。また、教育委員会と連携した教員への研修（中堅教諭必修研修）や区職員を対象とした研修（研修担当課との共催研修）も実施する。 ・保護者等への子どもの権利意識啓発プロジェクトの推進 新たに子ども・若者基金を活用し「子どもの権利」の啓発に取り組む。また、各イベント等における情報発信を通じて、保護者等への子どもの権利意識啓発に取り組む。 ・子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進 子どもの居場所フローター等が中核となり、子どもの居場所の質の向上に向け、地域・
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			地区の居場所を対象に権利学習の機会を提供し、子どもに関わる大人の意識醸成に取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月） 施策1－1 （2）②子どもの権利擁護の取組みの充実 ・<u>「せたホッと」の取組み</u> 子どもの権利擁護機関（せたがやホッと子どもサポート、略称「せたホッと」）は、いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決を図る。また、個別案件から見えてきた制度上の課題を改善につなげていくため、新たに立ち上げる「子どもの権利委員会」との連携を図る。 ・<u>社会的養護のもとにいる子どもへの意見表明等支援事業の実施</u> 児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組みとして実施する意見表明等支援事業について、令和6年9月より、区一時保護所にアドボケイトの定期的な訪問を開始。その後、令和7年3月に区内児童養護施設、養育家庭に対する試行的な訪問活動（児童養護施設では子どもワークショップを実施）を行った。
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			引き続き、事業者や施設関係者、区内里親家庭等と密に連携・調整し、より効果的で効率的な実施手法の確立に向け取り組んでいく。（区内児童養護施設、里親家庭に対する訪問活動を本格実施） ・ <u>子どもの権利委員会【新規】</u> 日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。 ※令和 7 年度当初予算概要 No. 5 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月） 施策 2－1 （3）①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化 <u>・地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取り組み</u> 多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を開催し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進する。 ・ <u>子育て支援における地域資源開発の推進</u> 児童館、地域子育て支援コーディネーター
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			及び社会福祉協議会の三者が連携し、子育て支援に必要な地域資源の開発や連携のコーディネート等に取り組む。 ・児童館の再整備 世田谷区立児童館の整備計画（R4.7 常任委員会報告）における、児童館整備計画の基本的な考え方及び児童館未整備地区の整備計画等に基づき、奥沢地区（奥沢中学校との一体整備）について、令和5年度に基本構想、令和6年度に基本設計を策定し、九品仏地区（私立認可保育園との複合化）についても、令和6年度に基本構想を策定した。令和7年度においても、関係所管と九品仏地区の基本設計策定や、九品仏・奥沢両地区の実施設計の策定に向け取り組むほか、計画地の既存建物の解体工事に着手する。このほか、未整備地区である松原地区についても、奥沢地区と同様に、区立中学校の改築計画との一体整備を行う方向で、令和7年度に関係所管と施設整備方針の策定をする。 （今年度の予定） ア 奥沢中改築（児童館との一体整備） ・校舎解体工事 ・実施設計策定 イ （仮称）九品仏地区児童館・保育園複合
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子ども意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			施設整備 ・基本設計策定 ・旧園舎解体工事 ・実施設計策定 ウ 梅丘中改築（児童館との一体整備） ・施設整備方針策定 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月） 施策 1－2 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月） 施策 2－1 （4）①子どもの権利の拠点の充実 <u>・児童館における子どもの居場所フローター のモデル実施及び評価・検証</u> 令和 6 年度から 2 年間のモデル事業として、等々力児童館及び粕谷児童館に 1 名ずつ配置している子どもの居場所フローターについて、引き続きモデル実施を進め、子どもの居場所づくりや居場所間の連携強化を図るとともに、連携先の一つである社会福祉協議会との関係強化により多世代間交流を進め、四者連携の充実につなげる。なお、今年度は、並行して本格実施に向けた評価・検証を行う。 （5）①成長に応じた放課後等の居場所の拡充
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			・ <u>民設民営の放課後児童クラブの整備・充実</u> 令和6年4月より民設民営放課後児童クラブを5施設、令和7年4月には新たに6施設が開所し、現在11施設で運営が行われている。また、学童クラブの需要量見込みは、令和4年度に示した数値から大幅に上回る想定となったことから、令和6年11月に新たな整備計画を策定しており、本整備計画を着実に進め、新BOPの規模の適正化を図る。 ・ <u>児童館を活用した学習スペース事業の実施</u> 中高生世代にニーズの高い学習の場を確保するとともに、児童館の利用促進にもつなげるため、区立児童館を活用し、中高生世代の学習スペースの開設を試行する。 ①開始時期：4月9日 ②対象者：中学生及び高校生世代 ③実施場所：代田児童館及び粕谷児童館 ④開設日及び開設時間：毎日18時から21時まで（併設する区民センターの休館日を除く。中学生の利用は20時まで） ・ <u>児童館の再整備（2－（3）：再掲）</u> 世田谷区立児童館の整備計画（R4.7常任委員会報告）における、児童館整備計画の基本的な考え方及び児童館未整備地区の整備計画
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			等に基づき、奥沢地区（奥沢中学校との一体整備）について、令和5年度に基本構想、令和6年度に基本設計を策定し、九品仏地区（私立認可保育園との複合化）についても、令和6年度に基本構想を策定した。令和7年度においても、関係所管と九品仏地区の基本設計策定や、九品仏・奥沢両地区の実施設計の策定に向け取り組むほか、計画地の既存建物の解体工事に着手する。このほか、未整備地区である松原地区についても、奥沢地区と同様に、区立中学校の改築計画との一体整備を行う方向で、令和7年度に関係所管と施設整備方針の策定をする。 （今年度の予定） ア 奥沢中改築（児童館との一体整備） ・校舎解体工事 ・実施設計策定 イ （仮称）九品仏地区児童館・保育園複合施設整備 ・基本設計策定 ・旧園舎解体工事 ・実施設計策定 ウ 梅丘中改築（児童館との一体整備） ・施設整備方針策定 ※令和7年度当初予算概要 No. 6 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援 次頁へ続く			施策1－2 （5）②外遊びの機会と場の拡充 ・外遊び事業の拡充 令和7年3月に砧・あそびの杜プレーパークが開設したことにより、5地域全てに整備したプレーパークを活用し、子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場を拡充する。また、外遊びの機運を醸成するため、「そとあそびプロジェクトせたがや」と協働して、区有地等を活用したイベントの企画を進めるとともに、地域で外遊びを推進するための人や団体のつながりをコーディネートし、地域の会議や家庭教育学級等に出向き、外遊びの大切さを伝えていく。 ・子ども・若者基金を活用した外遊び推進施策の構築と実施 令和6年3月に国連にて議決された「International Day of Play（国際遊びの日、6月11日）」に合わせ、毎年6月を遊び全般を普及啓発する「世田谷区遊び月間」として、子ども・若者基金の「外遊びの場と機会の充実のために」を活用した外遊び推進施策を拡充する。令和7年度においては、区民向けシンポジウムの開催

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子ども意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			のほか、外遊びの普及啓発の取組みに対する補助金の新設等に取り組む。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策1－2</u> （6）①こころとからだの健康づくり ・思春期保健部会の開催 子ども・若者の健康づくりの推進に向け、「思春期保健部会」を開催し、思春期における様々な健康課題から重要かつ緊急性の高いテーマについて医療・保健・福祉・教育の連携のもと検討を行う。 （6）②思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知啓発の実施 ・子どもたちに向けた講演会、講座の実施 思春期世代の子どもたちが性や生殖に関する正しい知識等を身につけられるよう、中高生向け講演会を実施するとともに、区立中学校での産婦人科医や助産師による「出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座」を実施し、希望者へ「こころとからだのトリセツBOOK」の配付を行う。加えて、区内国立・私立中学校等への案内も行う。 ・子ども・若者に関わる大人への理解促進
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援			保護者向け講演会や教職員やユースワーカー 一等施設職員向け研修等を実施するなど、中 学生をはじめとする子ども・若者に関わる大 人達の理解促進を図る。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月） 施策1－1

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	3 若者が力を発揮できる 環境づくり （子ども・若者支援課） （生活福祉課）	（１）若者が力を発揮できる 環境の充実 （２）若者自身がライフプランを描き実現するための支援	千円 42,728	（１）①若者の交流と活動の場の充実 ・<u>青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置【新規】</u> 青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐためのユースコーディネーターを配置する。 ・<u>青少年交流センターの拡充【新規】</u> 若者の実態やニーズを踏まえ、各地域に青少年交流センターを整備する検討を進める。 ※令和 7 年度当初予算概要 No. 4 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月）施策 3－1 （１）②地域での若者の参加・参画の推進 ・<u>中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進</u> ティーンエイジカーニバルをはじめ若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、共同の意識を醸成する。
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 3 若者が力を発揮できる 環境づくり			・<u>せたがや若者ファンディングの実施【新規】</u> 若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、子ども・若者基金を活用した補助事業を令和7年度より新たに実施する。 ※令和7年度当初予算概要 No. 5 ※世田谷区実施計画推進状況(令和7年3月) 施策3-1 (1) ③若者に向けた文化・情報の発信 ・「情熱せたがや、始めました。」による情報発信の強化 若者が主体となり、SNSを活用した情報発信を強化することで、より多くの若者に世田谷区の魅力や若者の活動を後押しする情報を発信する。 (2) ①生活の安定と多様な働き方への支援 ・<u>経済的課題等を抱える若者への支援の充実</u> 就労阻害要因を抱える若者も含めた方に対し、働く準備段階の支援としてぷらっとホーム世田谷において就労準備支援事業を実施する。

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 （子ども家庭課） （健康推進課） （子ども家庭支援課） （健康づくり課） （保育課） （児童相談支援課） （児童課） （障害保健福祉課） （乳幼児教育・保育支援課） （保育認定・調整課）	（１）妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ （２）保護者の子育て力とともに支えるための支援	千円 2,031,774	（１）①身近なところで人や支援につながる場の充実 ・ <u>おでかけひろばの整備</u> 子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や育児相談、子育て情報の提供を受けることができる場を、子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行ける距離に整備する。 整備・運営事業者を募集し、令和7年度は4か所の開設を目指す。 ・ <u>地域子育て相談機関の充実</u> おでかけひろば等を地域子育て相談機関として位置づけ、子育て世帯等が身近なところで気軽に相談できる体制を充実させる。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策2－1</u> （１）②伴走型相談支援の強化 ・ <u>ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター）の連携による伴走支援の強化</u> 各地域でのネウボラ・チーム連携会議の定期的な開催により、普段から支援者側の顔の見える関係づくりを行い、伴走型支援の強化を図る。
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 次頁へ続く			（１）③人や支援につながるための仕組みの充実 ・せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施 5か月から11か月の子どもを育てる家庭を対象に、見守り支援員が毎月家庭訪問を行い、子どもや保護者の様子を見守るとともに子育て支援に関する情報を提供するほか、訪問後に、育児支援品の購入に利用できるデジタルギフトを配付する。また、伴走支援を希望する家庭やフォローが必要と思われる家庭を、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携し、フォローを行うことで、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取組みを強化する。 ・産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート事業・ツインズプラスサポート事業）の実施 出産前・出産後の生活において支援が必要な妊産婦を対象にヘルパーが訪問し、母子の生活の安定、および虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としている。申請件数が増加したことにより、複雑なケースが増え、

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 次頁へ続く			ネウボラチームとの連携を深める連絡体制の強化や安全に訪問事業を行えるよう研修の補助を行うことで支援の充足を図る。 ・<u>両親学級の充実</u> 妊婦及びパートナーが地域で安心して過ごせるよう、講義に加えて、参加者同士の交流時間を設けるとともに、地域に密着した子育て支援に関する情報提供を行い、地域の人や支援につながる機会の充実を図る。区民が希望に沿った受講ができるよう、対面講座（平日の一部及び休日）1回あたりの受け入れ人数を各5組増やすとともに、休日開催場所として1か所追加し全4か所を実施する。 ・<u>妊婦等包括相談支援事業の実施</u> 産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備するため、妊婦のための支援給付（妊娠時5万円・出産時5万円）とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、必要時には専門的・個別的な支援につなげていく。 ・<u>せたがや子育て利用券の活用</u> 地域資源を知り、人や支援と繋がりを持つ

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 次頁へ続く			きっかけとなるよう、乳幼児健診等の際に未使用者へ積極的な活用を促す。提供するサービスの安全性の担保のため、サービス事業者の登録審査会時に関係所管に確認を行うとともに、重大な事故等があった際には、速やかに情報連携が可能な仕組みを維持する。加えて、利用できるサービスについて関係所管とともに検討を行う。 <u>・乳幼児健診の実施及び諸課題への対応に向けた検討</u> 乳幼児の健康の保持と増進を図るため、切れ目のない健診の実施体制の整備について検討を行う。 5歳児健診の実施にあたっては、課題が山積する中、まずは、集団での活動が限定的で、気づきの機会が少ない幼稚園・保育園に通っていない子どもを中心に、健診を開始できるよう、両地区医師会・小児科医会や関係部署と具体的手法について検討を行う。また、健診結果を幼稚園・保育園や教育、就学相談、就学後の教育に活かすことができるよう、健診前後の保育園・幼稚園や教育分野と保健医療との情報連携などの課題解決に向けた議論を重ねていく。 また、3歳児健診時において実施している

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 次頁へ続く			S V S 検査の未受診者への対応について、手法等課題を整理し両医師会や医会、庁内関係所管と検討を行う。 ・<u>産後ケア事業の拡充</u> 令和6年度にとりまとめた「世田谷区産後ケア事業推進方針」に基づき、令和7年度～11年度にかけて、順次、医療機関への新規委託を進めていく。 また、産後ケア事業の利用対象者が事業へ簡易にアクセスできる仕組みの構築を図るとともに内部業務の効率化を目的とした利用手続きのオンライン化に向けて、関係所管との調整を進める。 ・<u>青少年交流センターの児童館機能付与</u> 区立児童館の整備等計画（R 4. 7. 28特別委員会報告）に基づき、池之上青少年交流センターに児童館機能を付与し、子育て支援の実施や、子どもの見守りネットワークの推進と地域資源の開発、隣接児童館と連携した困難を抱える子どもへの対応の充実を図る。 R 7. 4 月 児童館機能が付与された池之上青少年交流センターの運営開始 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策2－1</u>

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援			（２）①保護者の学びの支援 ・<u>発達支援親子グループ事業の拡充</u> 子どもの発達に不安を抱える保護者が、その子にあった関わり方に気づき、支援機関につながるきっかけとなるような取組みを、地域施設等と連携して進める。 ・<u>家庭教育・子育て支援事業の実施</u> 豊かな親子関係づくりと子どもたちの健やかな成長に向けて、日々の子育てがより楽しくなるよう、プロポーザル方式による事業者選定を通じ、様々な講座やワークショップを展開する。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策2-2</u> （２）②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実 ・<u>ほっとステイの実施</u> 保護者がリフレッシュできるよう、時間単位で理由を問わず利用可能な一時預かりである「ほっとステイ」を実施する。 ・<u>ファミリー・サポート・センター事業の充実</u>
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援			会員目線から利便性を高める検討を行うことや援助会員確保に向けた事業の見直しにより、事業の活性化に取り組む。 ・<u>おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業（レスパイト事業）」の実施</u> おでかけひろばの新規整備にあたっては、引き続き保護者のレスパイト機能（通称：「らっこルーム」「らっこスペース」）の併設を進める。

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート （児童相談支援課） （子ども家庭課） （児童課） （保育課） （乳幼児教育・保育支援課） （生活福祉課） （教育指導課） （教育相談課） （子ども家庭支援課） （子ども・若者支援課） （保育認定・調整課） （地域学校連携課） （生涯学習課） （住宅課） （居住支援課） （健康づくり課） （健康推進課） （生活支援課） （工業・建設業・雇用促進課） （学務課） 次頁へ続く	（１）要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 （２）配慮が必要な子ども・若者への支援 （３）生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ （４）ひとり親家庭の子どもの支援 （５）悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援	千円 2,964,039	（１）①予防型の児童相談行政の推進 <u>・児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進（人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等）</u> 「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、経験年数及び職層に応じた様々な研修の実施を通じ、継続的な人材育成と専門性の向上に取り組む。 また、令和6年度より実施している「子ども家庭支援センター・児童相談所交換研修」について、両機関職員の専門性の更なる向上、相互理解の促進を図り、より円滑な連携のもと「一元的な運用」による協働体制を着実に推進していく観点から、引き続き実施する。 （１）②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実 <u>・養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）の実施</u> 何らかの事情で子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーが訪問し、家事や育児等の援助を行う。 特に保護者不在時における安全性を確保した運営体制を構築する。

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			・<u>地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（2－（3）再掲）</u> 児童館が中核となり、子どもの見守りネットワークを緊密にしながら、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を強化する。 ・<u>要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携</u> 学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。 また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関の日常的に顔の見える関係を構築する。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策1－2</u> （1）③家庭養育を優先した社会的養護の推進 ・<u>里親支援事業の実施</u> 里親支援センターの設置により、一貫した体制で継続的に里親等支援を実施し、里親等
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			が相談しやすい環境を整え、児童相談所等関係機関と連携して里親等委託を推進する。 ・<u>乳幼児短期緊急里親制度のモデル実施</u> 一時保護が必要となった乳幼児を家庭と同様の環境で保護し、早期の家庭復帰や里親等委託を目指す事業を実施する。モデル事業を円滑に実施するために、児童相談所や里親支援センターと連携して緊急里親の新規開拓や受け入れ調整のほか、養育サポート等を行う「里親等委託推進専門員」を配置する。 ※令和7年度当初予算概要 No. 1 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）施策2－2 （2）①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施 ・<u>新BOP学童クラブにおける要配慮児童への支援</u> 要配慮児童理解に特化した巡回支援体制を強化するために「要配慮児童専任巡回支援職員」として常勤職員1名を児童課に配置する。加えて学識経験者による専任巡回支援員を配置し巡回支援職員や当該現場の児童指導、指導員への助言指導等を行う。
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			（2）②医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実 ・<u>区立保育園における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実</u> 医療的ケア児の保育需要の高まりを踏まえ、受入れ枠の拡充に向け、医師会や成育医療研究センター等の関係機関との協議を進める。 ・<u>区立幼稚園等における医療的ケアが必要な子どもへの支援</u> 必要に応じた看護師の配置や義務教育機関への円滑な接続を行うため、保護者や医療機関との連携に取り組む。 （3）①教育の支援 ・<u>地域における切れ目ない学習支援の拡充</u> 「せたがやゼミナール」「かるがもスタディルーム」「子どもの学び場運営スタートアップ事業」を継続して実施するとともに、生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業「まなラボ」を新たに開始し、生活保護・生活困窮世帯やひとり親家庭の小学生から高校生を対象に切れ目ない学習支援を実施する。 ・<u>高等教育の進学に向けた支援の充実</u>
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			社会的養護や生活保護世帯から大学等へ進学する若者への給付型奨学金を継続実施するとともに、国の修学支援新制度や民間の奨学金等の情報提供の充実を図る。 （3）②生活の安定に資するための支援 <u>・子ども・若者が選べる多様な居場所の充実</u> 令和6年度より、子どもの居場所の把握・情報発信や、居場所全体の質の向上に向けたネットワーク構築等を役割とした、子どもの居場所フローターを等々力児童館と粕谷児童館の2館に配置している（2年間のモデル実施）。さらに今年度より、課題を抱えた若者につながるためのアウトリーチ活動や、若者の自立等に向けた専門機関・地域資源へのつなぎ等を役割とした、ユースコーディネーターを希望丘青少年交流センターに配置する。子どもの居場所フローターと、ユースコーディネーターの連携により、子どもや若者が安心して過ごすことができ、自ら選択できる多様な居場所の充実を図る。 生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす」を区内北部・南部の2か所で実施する。
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート 次頁へ続く			・体験の機会の保障のための支援の充実 児童館や青少年交流センター等での体験プログラムやひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業等を通じて、子どもの育ちに必要な多様な体験機会の提供や、生活困窮世帯の費用負担の軽減を推進する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月） 施策2-2 （3）③支援につながる仕組みづくり ・当事者の視点に立った情報提供の推進 マンガやイラストを多用し、子どもでもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子「子どもと家族の生活応援ガイドブック」を配布する。 ・アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化 児童館に子どもの居場所フローターを、青少年交流センターに若者と地域資源等をつなぐためのユースコーディネーターを配置する。 ・多機関が連携した支援体制の強化 子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラム

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			を実施し、支援者の各種施策に対する理解を促進する。 （４）①つながる情報提供、相談機能の充実 ・<u>分かりやすい情報提供の実施</u> 離婚を検討している方等に向けて、養育費や親子交流等の重要性や離婚が子どもに与える影響等、講座を通して子どもと安心して暮らすための情報を提供する。 ・<u>地域のひとり親家庭支援拠点「i p p o」の実施</u> 母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月） 施策2－2 （４）②子育て・日常生活における多面的な支援の充実 ・<u>養育費確保に向けた支援の充実</u> 離婚前の方や養育費の取り決めをしていないひとり親に、養育費に関する相談や養育費の取り決めに関する公正証書等作成支援のほ
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート 次頁へ続く			か、取り決め後の不払い養育費の履行確保までを見据えた支援の拡充に取り組む。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和 7 年 3 月）施策 2－2</u> （４）③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実 ・ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業 家庭の経済状況に関わらず、親子が多様な体験機会を得ることができるよう、利用促進のための検討や事業の見直しにより、事業の活性化に取り組む。 ・児童扶養手当及び児童育成手当の支給 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当及び児童育成手当を支給する（所得制限あり）。児童扶養手当については、令和 6 年 11 月分以降、所得制限限度額及び第 3 子以降の児童に係る加算額の引き上げが行われた。 ・ひとり親家庭等医療費助成制度 18 歳到達後最初の年度末（中度以上の障害を有する場合は 20 歳）までの子どもを養育しているひとり親家庭等に保険診療の自己負担

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			分の一部を助成する（所得制限あり）。 （5）①ヤングケアラーへの支援体制の充実・ヤングケアラー支援基盤強化事業の実施 区におけるヤングケアラー支援の基盤強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーターの配置により、区内の関係機関への助言・相談対応やヤングケアラー本人への伴走型支援、関係機関に向けた研修等を実施するほか、LINE相談窓口の運営により相談につながるきっかけづくりを行う。また、ヤングケアラーコーディネーターとLINE相談窓口を一体的に運営することにより、LINE相談をきっかけとして、コーディネーターの具体的な支援につなぐ仕組みづくりを行う。 ・ヤングケアラー支援に関する研修等の実施 教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等に向けた研修等の実施により、支援者の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーへの理解促進を図ることで支援につながる環境づくりを行う。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）施策2－2
	次頁へ続く			（5）②生きづらさを抱える若者と家族に寄

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			り添う支援 ・メルクマールせたがやでの支援の実施 メルクマールせたがやにおいて、不登校やひきこもり等生きづらさを抱えた若者と家族への相談支援を行う。また、中高生世代から39歳までの若者を対象とした居場所「メルサポ」の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図る。 ・せたがや若者フェアスタート事業の拡充 児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者などを支援する「せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援）」について、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく、困難な状況にある若者の社会的自立に向け、対象を広げるとともに、新たに医療費支援を実施する。 あわせて、児童養護施設退所者等相談支援事業（せたエール）において、伴走型の支援の充実を図る。 ※令和7年度当初予算概要 No. 1 ※世田谷区実施計画推進状況(令和7年3月) 施策3-2 （5）③悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート			・<u>悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施【新規】</u> 高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業をモデル実施（令和7～8年度予定）する。 ※令和7年度当初予算概要 No.33

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 保健福祉政策部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 児童相談所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	6 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援 （児童課） （児童相談支援課） （子ども家庭課） （子ども・若者支援課） （生活福祉課） （健康推進課） （学校健康推進課） （教育指導課） （児童相談所） （子ども家庭支援課）	（１）保健福祉分野と教育分野の連携強化	千円 115,158	（１）①多機関が連携した支援体制の強化 ・ティーンズサポート事業の実施 支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援のため、教育機関等と連携しながらティーンズサポート事業を実施する。 ・要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携（５－（１）：再掲） 学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。 また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関の日常的に顔の見える関係を構築する。 ・地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（２－（３）再掲） 新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 保健福祉政策部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 児童相談所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 6 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援			・<u>教育委員会・児童相談所との連携</u> 保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的に会議を開催し、意見交換を行う。 各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。 <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月）</u> <u>施策1－2</u>

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり （児童課） （子ども家庭課） （乳幼児教育・保育支援課） （保育課） （子ども・若者支援課） （保育認定・調整課） （児童相談支援課） （地域振興課） （健康推進課）	（１）子ども・若者、子育てに携わる人材の確保及び育成、支援 （２）子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 （３）地域の子育て力への支援 （４）子ども・若者、子育てを支える基盤	千円 31,618,363	（１）①子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上 <u>・おでかけひろば・ほっとステイ事業の人材育成を目的とした研修の実施</u> 経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく、おでかけひろばスタッフ向けの研修や、ほっとステイスタッフの従事者養成を目的とした研修を実施する。 <u>・乳幼児教育支援センター研修の実施</u> 乳幼児教育支援センター研修においては、時代にキャッチアップした実践的かつ効果的な内容とするとともに、多様な施設の職員が参加しやすくなるよう、テーマや実施方法を見直しながら展開する。 <u>・保育士等就職相談会の開催</u> 全国各地の求職者を対象とした相談会の開催、保育求人情報等ポータルサイトの運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣やセミナー開催の取組みを継続する。 <u>・保育施設の保育士等への処遇改善、住宅確保支援策の継続</u> 処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり			また、保育事業者が雇用する保育士等への住宅確保支援策を実施し、事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。 ・<u>児童館職員の人材育成</u> 児童館職員のキャリアラダー（「福祉職のあり方人材育成ビジョン（R 4.12策定）」に記載）について、国の居場所づくり指針や児童館ガイドラインの改正を踏まえ、児童館職員も交えて改正に向けた検討を進める。また、昨年度策定した「児童館職員行動規範」を周知・啓発するとともに、キャリアラダーに対応する職員の研修計画についても見直しを図る（複数年かけての改正・見直しを予定）。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 7 年 3 月）項目 5－9</u> （2）①子育てに関する情報を届けるための情報発信 ・<u>区公式LINE等を活用した子育て支援情報の発信</u> 子育て世帯に対して、区公式LINEのセグメント配信機能など子育てメニューの各機能を活用した子育て支援情報の充実に取り組み、より効果的な情報発信に努める。
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり			（2）②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化 <u>・保育入園事務に関する業務の一体的なデジタル化・オンライン化</u> 電子通知の対象を拡充するとともに、運用ルールの見直し等を進めることで、保護者の利便性向上と事務の効率化を図る。 <u>・幼児教育・保育の無償化・負担軽減補助金に関する問合せの一元化</u> 対象施設に応じて所管が多岐に分かれている問い合わせ窓口を一本化することで、保護者の利便性向上と事務の効率化を図る。 （3）①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり <u>・子ども・若者基金の活用</u> 子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとするとともに、子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図る。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和7年3月）項目1－8</u>
	次頁へ続く			（3）②地域でともに支えあう活動の推進と

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり			ネットワークづくり ・世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成事業【新規】 区内で子育て支援活動を行う団体や個人へ助成の申請の電子化を進めるとともに、地域活動支援等のノウハウを持つ事業者による団体等への相談支援体制を充実させるため、令和8年度プロポーザル方式による事業者選定を行うための審査会を開催し、地域の子育て力を高める。 ・地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（2－（3）：再掲） 多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を実施し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和7年3月） 施策1－2 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和7年3月）項目3－17 （4）①子ども・子育て家庭の安全・安心 ・妊産婦・乳幼児のための災害への備えの周知
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり			妊産婦及び乳幼児のいる家庭向けに災害時にとるべき行動の手引きとなるよう、リーフレット「妊産婦・乳幼児のための災害への備え」を区ホームページに掲載、配布する。 ・福祉避難所（母子）の開設・運営に向けた取り組み 「世田谷区地域防災計画」に基づき、福祉避難所（母子）の円滑な運営に向け、協定施設や庁内関係所管課と連携しながら、より実効性あるマニュアルとなるよう見直しを行う。 （４）②妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実 ・未移行幼稚園保護者補助金の実施 未移行幼稚園に在籍している区内在住児童の保護者に対して、補助金を支給する。 ・認可外保育施設等保育料負担軽減補助金の実施 認可外保育施設等を利用する区内在住児童の保護者の負担軽減を図る。 ・幼児教育・保育無償化 幼稚園や保育施設等を利用する 3 ～ 5 歳
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり			児、及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化する（一部施設は上限額あり）。 ・<u>出産費助成制度</u> 子どもを生み育てやすい環境を整備することを目的として、出産にかかる費用の一部を助成する（出産児一人につき5万円、所得制限なし）。 ・<u>子ども等医療費助成制度</u> 0～18歳到達後最初の年度末までの子ども等を対象として医療費の一部を助成する（所得制限なし）。 ・<u>児童手当の支給</u> 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に児童手当を支給する。令和6年10月分以降は、所得制限の撤廃、支給期間の延長、第3子以降の児童に係る支給額増額等の抜本的拡充が行われた。

令和7年度主要事務事業

子ども・若者施策推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び子ども・若者施策推進に関連する分野別政策を推進する。	—	1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 (1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 (2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 (3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 (4) 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 (5) 自然との共生と脱炭素社会の構築 (6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 (1) 子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境づくり a 子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり 施策1－1 b 子どもの成長を支える環境の充実 施策1－2 c 質の高い乳幼児教育・保育の充実 施策1－3
	次頁へ続く			

令和7年度主要事務事業

子ども・若者施策推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 基本計画の推進			（2）安心して子育てできる環境の整備 <u>a 子育て家庭の支援の推進</u> <u>施策2－1</u> <u>b 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート</u> <u>施策2－2</u> （3）若者が力を発揮できる環境づくり <u>a 若者が力を発揮できる環境の充実</u> <u>施策3－1</u> <u>b 生きづらさを抱える若者への支援</u> <u>施策3－2</u>

令和7年度主要事務事業

子ども・若者部（子ども・若者施策推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	7年度事業（目標）	7年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける子ども・若者施策推進に関連する取組みを推進する。	—	1. 新たな仕組みづくり （1）税外収入の確保の推進 項目 1－6 （2）ふるさと納税対策の推進 項目 1－7 （3）基金の効果的活用に向けたあり方検討 項目 1－8 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 （1）新BOP学童クラブの各種申請手続等業務の効率化 項目 2－15 （2）区立児童館入退館手続きの電子化 項目 2－20 3. 職員の時間の効果的活用 （1）ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化 項目 3－11 （2）保育入園・認定及び各種補助金関係業務の効率化 項目 3－15 （3）子育てひろば等補助金事務の効率化 項目 3－16 （4）子ども・子育て地域活動支援助成事業の申請・受付業務等の効率化、相談・支援体
	次頁へ続く			

令和 7 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部（子ども・若者施策推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	7 年度事業（目標）	7 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新たな行政経営への移行実現プランの推進			制の充実 項目 3－17 4. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上） （1）区立保育園での業務改善の推進 項目 5－1 （2）会計年度任用職員制度の適正な運用に向けた見直し 項目 5－5 （3）おでかけひろばスタッフの質の向上を目的とした研修運営業務の効率化 項目 5－9